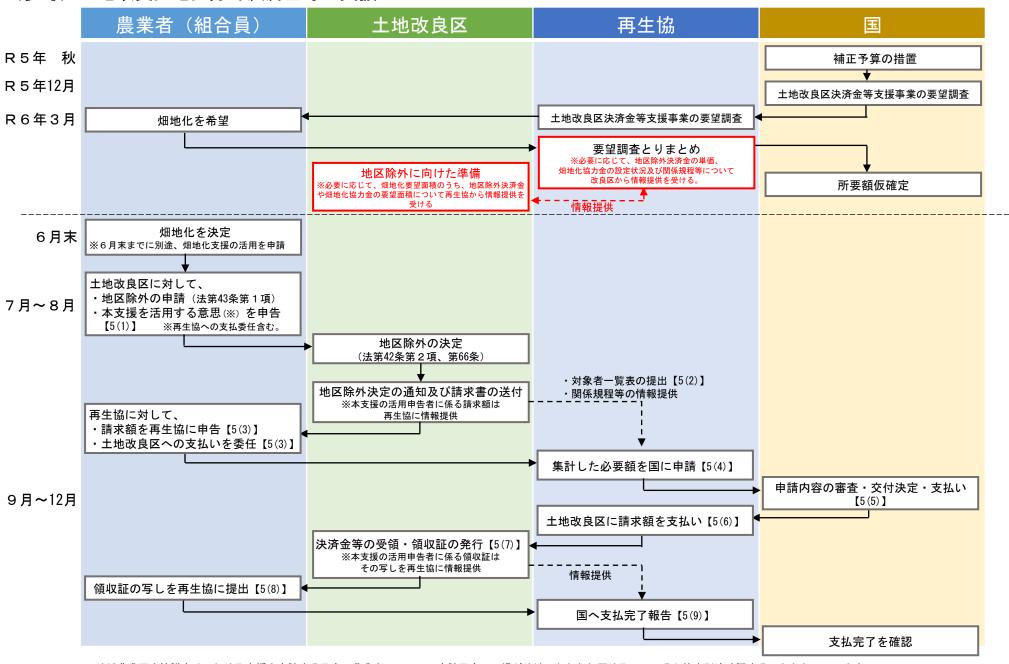
(参考) 土地改良区地区除外決済金等の支援フロー



[※]地域農業再生協議会は、畑地化支援を申請する予定の農業者について、申請予定のほ場が地域でおおむね団地化しているか等を別途確認することとなっています。

[※]本事業における補助金の申請・交付等については、都道府県・市町村を経由して実施する予定としています。

^{※【】}は、畑地化促進事業実施要領(令和4年12月27日付け4農産第3482号農林水産省農産局長通知)別表2の5の各規定を指します。